

全員加入制度

〈全員加入制度〉は、共済会のすべての会員が給付を受けられる制度です。
雇用形態によりサービス内容が変わります。(月給制社員: **L会員** 時給制社員: **S会員**)

病気・けが

医療共済制度

病気やけがで入院や手術、通院をしたときに給付されます。

L会員**S会員**

共済会会員本人とL会員の健康保険上の扶養家族が病気・けがで健康保険適用の入院や手術をした場合、退院後その治療を目的に通院した場合などに給付されます。(いずれも本人がその費用を負担した場合に限ります)



給付内容		給付金額		
		L会員		S会員
入院給付金	傷病で5日以上継続入院、5日目から入院1日につき	本人	扶養家族(健康保険上)	本人
	特定疾病*1で5日以上継続入院、5日目から入院1日につき	5,000円	3,000円	2,500円
長期入院給付金	傷病で270日以上継続入院、一時金として	10,000円	3,000円	5,000円
	特定疾病*1で270日以上継続入院、一時金として	300,000円	180,000円	—
手術給付金	傷病で270日以上継続入院、一時金として	600,000円	180,000円	—
	特定疾病*1で270日以上継続入院、一時金として	45,000~360,000円	27,000~108,000円	22,500~180,000円
手術給付金	所定の手術1回につき、種類により	22,500~180,000円	22,500~180,000円	22,500~180,000円
	所定の手術1回につき、種類により	45,000~360,000円	27,000~108,000円	22,500~180,000円
通院給付金	傷害および疾病により、入院給付金の給付事由に該当する入院をし、退院後120日以内にその治療を目的に通院した場合	通院1日につき2,000円	通院1日につき1,000円	通院1日につき1,000円
	傷害および疾病により、入院給付金の給付事由に該当する入院をし、退院後120日以内にその治療を目的に通院した場合	通院1日につき2,000円	通院1日につき1,000円	通院1日につき1,000円

*1 特定疾病…悪性新生物(ガン)・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患

●入院給付金は、本人分・扶養家族合計分の各々について、1入院につき180日、通算700日分が給付限度です。

●手術給付金は、検査を目的とした手術、一部の軽微な手術、切開を伴わない手術(骨折非観血的整復術など)および一定期間内に続けて手術を受けた場合などは給付対象外となる場合があります。手術終了後に「K」から始まる手術区分番号を医師から確認の上、お問い合わせください。

●通院給付金は、本人分・扶養家族合計分の各々について、1入院につき30日、通算700日分が給付限度です。

●以下の場合には給付対象外となります。

- ・健康保険が適用されていない場合
- ・費用を自己負担していない場合(労災・交通事故・公的補助・健康保険(高額療養費が支給された場合等)・学校管理下の事故等によるもの)
- ・治療目的ではない場合(人間ドック・検査・美容など)

●申請期間は受診日より2年間です。

GLTD(団体長期障害所得補償制度) 病気やけがで長期間働けないうちに補償されます。

L会員

病気やけがで、働けない状態が545日を超えて継続した場合、最長60歳に達した日の属する月末まで保険金が受けられる制度です。また、就業障害定義緩和(三大疾病)特約が付帯されているため、三大疾病により就業障害となったときに「業務に一部従事できない」状態*が545日を超えて続く場合も補償します。
※時短勤務となった場合、就業障害発生前にしていた残業ができなくなった等

保険金額 月額 50,000円

【対象者】共済会L会員本人で、通常に勤務されている60歳未満の会員

【てん補期間】病気やけがで働けない状態が545日を経過後、最長満60歳に達した日の属する月末まで。

①病気やけがは、業務中に発生したものを除きます。

②病気やけがで働けない状態とは、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないことを医師が認定した場合です。

③精神障害が原因での給付期間は最長2年間です。



死亡・高度障害

生命共済 死亡給付金

共済会会員本人(L会員)が死亡もしくは高度障害状態になったときに給付されます。

L会員

(満60歳以上を除く)

会社が掛金を負担している全員加入(一部の会員を除く)の「生命共済制度」から、共済会会員本人が死亡もしくは疾病・傷害により高度障害状態になったときに給付されます。

L会員 700万円

※満60歳を迎えた誕生日まで適用されます。

※高度障害状態とは、障害厚生年金の1級・2級、もしくは労災保険障害等級の1級から3級に認定された場合となります。

UAゼンセン 死亡弔慰金

共済会会員本人およびその家族が死亡したときに、UAゼンセン共済基金から死亡弔慰金が給付されます。

L会員**S会員**

※共済会会員本人が疾病・傷害により高度障害状態になった場合にはお見舞金が給付されます。

〈本人死亡における給付加算〉配偶者がいる場合200万円 配偶者を除く扶養家族1人につき100万円(上限2人)

※高度障害見舞金の場合、加算はありません。※年齢により、給付制限がある場合があります。

※1 本人・配偶者の死亡もしくは高度障害状態になった時の年齢が66歳以上の場合、給付金額が異なります。



会員本人が死亡もしくは高度障害状態になった場合	配偶者が死亡したとき	子女(妊娠4ヶ月(85日)以上23歳未満のお子さま)が死亡したとき
600万円※1	100万円※1	20万円